

## 令和7年度第5回江東区環境審議会会議録

1 日 時 令和8年2月5日(木) 午後2時00分 開会  
午後2時40分 閉会

2 場 所 江東区文化センター5階 第6・7会議室

3 出席者 < >は欠席

- (1) 会 長 柳 憲一郎(明治大学名誉教授)  
副会長 長谷川 猛(元東京都環境局理事)  
委 員 芦 谷 典 子(東洋大学教授)  
< 奥 真 美(東京都立大学教授) >  
村 上 公 哉(芝浦工業大学教授)  
< 市 川 英 治(東京商工会議所江東支部副会長) >  
天 野 純 子(東京ガス株式会社東京東支店支店長)  
戸 屋 輔(東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長)  
< 鈴 木 伸 枝(区民公募委員) >  
新井田 有 慶(区民公募委員)  
山 中 聡(区民委員・江東区立中学校PTA連合会長)  
山 本 香代子(区議会・区民環境委員会委員長)  
< 鬼 頭 たつや(区議会・区民環境委員会副委員長) >
- (2) 幹 事 大 塚 尚 史(環境清掃部長)  
西 谷 淳(環境清掃部温暖化対策課長)  
川 端 弘 一(環境清掃部環境保全課長)  
小 菅 賢太郎(環境清掃部清掃リサイクル課長)  
野 村 明 弘(環境清掃部清掃事務所長)

4 議 題

- 1 「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見について(答申案)
- 2 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について(報告)
- 3 令和8年度環境関連施策の予算(案)概要について
- 4 その他

配付資料

- 資料1 江東区環境審議会委員名簿
- 資料2 「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書  
に対する区長意見について（答申案）
- 資料3 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について
- 資料4 令和8年度環境関連施策の予算（案）概要について
- 資料5 令和7年度第3回江東区環境審議会会議録（案）
- 資料6 令和7年度第4回江東区環境審議会会議録（書面開催）（案）

---

## ◎開会

**1 環境清掃部長** それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

ただいまより、令和7年度第5回環境審議会を開催いたします。本日も御審議のほどよろしく願いいたします。

初めに、委員の出欠状況等について事務局から報告いたします。

**2 温暖化対策課長** 本日の委員の出席状況ですが、奥委員、市川委員、鈴木委員、鬼頭委員より御欠席の御連絡をいただいております。

長谷川委員、こちらに向かっているということですが、現時点で出席は既に8名となっております。したがって、全委員の半数以上が出席しておりますので、審議会開催の定足数を満たしていることを御報告いたします。

次に、本日2名の方より傍聴したい旨の申出をいただいております。これより傍聴人の方に入室をいただきます。

(傍聴人入室)

**3 温暖化対策課長** 続きまして、本日の資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。お手元に資料がない方は、事務局のほうまでお声がけをお願いいたします。

御報告は以上でございます。

**4 環境清掃部長** それでは、これより本日の議事に入りたいと存じます。

柳会長、よろしく願いいたします。

**5 柳会長** 分かりました。

令和7年度最後の審議会となりますが、最近は寒暖の差が激しいですね、毎日。週末は雪が降るという予測もありますので、お体に気をつけてお過ごしいただければと思います。本日は御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

まず最初、議題の1、「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見について（答申案）についてです。こちらは、昨年12月に開催しました第3回審議会にて事務局より説明があり、都の依頼文が届いてから区長意見提出までの日程が大変短いため、専門委員会での審議結果及び審議結果に対する委員の皆さんの御意見を基に、会長にて答申案の作成を御一任いただいております。書面にて開催した第4回環境審議会にて、大久保区長からの諮問、専門委員会の設置と付託を決定し、専門委員会にて審議いただきました。

答申案作成に当たり、皆様に御協力いただきありがとうございました。また、奥委員長、芦谷委員、長谷川委員、村上委員におかれましては、専門委員会における短期間での審議、どうもありがとうございました。

本日の会議で決定させていただき、区長への答申といたしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

#### 6 温暖化対策課長     それでは、資料の2を御覧願います。

本件は、東京都環境影響評価条例に基づき、東京都知事から江東区長への意見照会に対する回答について、本審議会での答申を基に東京都知事に回答をするものでございます。項番1から4までは、第3回及び第4回の環境審議会で御説明のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2ページの項番5、区長意見にかかるスケジュールでございます。昨年12月開催の第3回審議会では東京都知事からの依頼文書が届いておりませんでした。回答までの期間が短いことから、事前に計画概要の御説明及び今後の答申決定までの進め方について御協議をいただき、決定いただいたものでございます。その後、12月の25日付で正式に東京都知事からの意見照会がありましたので、急ぎ1月の6日付で書面開催による第4回審議会において、区長からの審議会への諮問、この諮問に対して審議会内で専門委員会の設置及び付託を決定しております。その後、1月19日には専門委員会を開催し、御協議をいただきまして、結果について審議会会長に回答をいただいております。

事前に審議会委員の皆様にも専門委員会での結果をお送りさせていただいており、最終的に答申案は審議会会長に御一任をいただいておりますが、本日は審議会として答申案を御決定いただくものでございます。答申が決定後は、審議会の会長より江東区長へ答申し、期限であります2月の9日までに東京都知事宛て、回答をしております。

資料の3ページをお願いいたします。こちらは答申案でございます。答申案作成については、第3回審議会で最終的に審議会会長に御一任をいただいております。こちらの作成に当たっては、まず、区役所の内部で各部署に意見照会をかけ案を作成し、その案について専門委員会で御審議をいただきました。その後、専門委員会から会長に回答があり、御確認をいただいたものでございます。審議会委員の皆様にも事前にお送りし内容を御確認いただいております。この場で改めて詳細は説明いたしません。こちらが答申案でございます。

なお、専門委員会での審議内容につきましては、資料の5ページの地図にもありますように、今回の計画では主に江東区エリアに関係する部分はほぼないものの、他区が意見を出してくるかどうか不明であり、江東区からも全般的な意見を伝えていこうということで、緑化計画や苦情件数、リニューアル前後での工場の性能、温室効果ガスに関する追加の御意見があり、記載をしております。

答申案に関する御説明は以上でございます。

#### 7 柳会長     ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御意見、御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本答申案を江東区環境審議会の答申として決定し、江東区長に提出すること

といたしたいと思いますが、そういう手続でよろしいでしょうか。

(一同了承)

**8 柳会長** ありがとうございます。

それでは、本答申案を江東区環境審議会の答申として決定し、江東区長に提出いたします。

続きまして、議題の2、江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について（報告）、事務局から報告をお願いいたします。

**9 清掃リサイクル課長** 清掃リサイクル課長の小菅でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私から議題の2、一般廃棄物処理基本計画の改定について、御報告をいたします。恐れ入りますが、資料の3を御覧ください。資料3でございます。

項番1「一般廃棄物処理基本計画について」ですが、一般的に一廃計画と略しますが、一廃計画は区市町村が一般廃棄物の処理に関する基本的な方針や具体的な施策を定めた長期的な計画となります。現行の江東区一廃計画は令和4年3月に策定したもので、計画期間は令和4年度から13年度までの10年間としてございます。本計画は、中間年度である令和8年度に見直しを行うとしておりまして、所要の経費、こちらを令和8年度当初予算案のほうにも計上させていただいているところでございます。

項番2「今後のスケジュール」ですが、まず本日、2月の環境審議会、また3月の区議会第1回定例会の所管委員会におきまして、計画改定の概要やスケジュールなどについて御報告をいたします。新年度に入りまして、4月の審議会において区長から計画に盛り込むべき考え方について諮問させていただくとともに、審議会内に専門委員会を設けさせていただきまして、諮問事項の審議を付託する予定でございます。

専門委員会のほうでは、5月から8月にかけて御審議いただき、8月の審議会に専門委員会のまとめを御報告いただく、また審議会では報告を受けた答申案を御審議いただき、9月に区長へ答申いただくとともに、10月の議会で答申について御報告をさせていただきます予定でございます。

また、その後、12月の審議会及び議会に計画の素案を報告した後、パブリックコメントを実施し、パブリックコメント結果と計画案を令和9年2月の審議会、3月に議会報告し、計画の改定というスケジュールを予定してございます。

項番の3、専門委員会の審議予定でございますが、先ほど申し上げましたとおり5月から8月までで、おおむね4回程度の開催を予定してございます。

最後、項番4、専門委員会のメンバーにつきましては、前回改定時を参考に、委員長1名、委員5名程度としまして、当審議会の中から会長指名によりお願いしたいと思っております。委員の正式な指名につきましては、委員の皆様の任期が本年3月末までとなっておりますので、先ほど御報告した今後のスケジュールのとおり4月を予定してございます。なお、メンバー構成につきましては、前回改定時は学識経験者の方2名、事業者代表

の方2名、また住民代表の方2名でございましたので、こちらを参考にさせていただく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

**10柳会長** ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御不明な点などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の2は以上といたします。

続きまして、議題の3、令和8年度環境関連施策の予算（案）概要について、事務局から報告をお願いいたします。

**11温暖化対策課長** それでは、資料の4を御覧願います。こちら、2月2日に江東区の令和8年度当初予算案のプレス発表を行ったところでございますが、そのうち環境清掃部に係る主な予算について御報告をいたします。

まず1、「新規」、新たな取組となる事業は7件でございます。

①の「ゼロカーボン行動変容推進事業」は、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向け、区民、事業者に対し脱炭素につながる行動変容を促すための事業です。その中の新たな取組としまして、都内複数の自治体と連携して、多摩地域の森林整備を進める「多摩の森」活性化プロジェクトへ令和8年度から参加していくものでございます。新たな取組に係る予算額は762万9,000円で、所管課は温暖化対策課でございます。

次に、②から④「みんなでまちをきれいにする運動事業」は、受動喫煙防止対策の取組で、所管は環境保全課でございます。

まず、②の「公衆喫煙所の改修」は、潮見駅前、南砂3丁目公園内にあるつい立て型の既設の公衆喫煙所2か所を閉鎖型に改修するもので、新たな取組に係る予算額は5,577万1,000円でございます。

次に、③の「指定公衆喫煙所設置費用助成金」は、区内に指定公衆喫煙所を新設する事業者に対し経費を助成するもので、新たな取組に係る予算額は5,000万円でございます。

次に、④「飲食店等喫煙環境調査」は、飲食店等の喫煙環境を調査し、受動喫煙の生じない喫煙場所の情報を収集するとともに、飲食店等に受動喫煙防止対策の周知を実施するもので、新たな取組に係る予算額は230万4,000円でございます。

資料2ページを御覧願います。

次に、⑤「一般廃棄物処理基本計画推進管理事業」は、先ほどの議題で御報告いたしましたが、現行の計画が令和8年度をもって策定から5年を経過することから、中間年度として計画の見直し・改定をするもので、新たな取組に係る予算額は852万4,000円で、所管が清掃リサイクル課でございます。

次に、⑥「ごみ収集運搬事業」は、令和9年4月の粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済導入に向け、粗大ごみのオンライン申込みと同時にワンストップで処理手数料の支

払いができるようシステム構築を実施するもので、新たな取組に関する予算額は4,756万4,000円で、所管が清掃事務所でございます。

次に、⑦「(仮称)清掃事務所作業センター等整備事業」は、竣工から50年以上にわたり雇上事業者職員の休憩等に利用してきた8号休憩所棟をはじめとする老朽化した清掃事務所敷地内施設を建て替え・集約するもので、災害に対する脆弱性や労務環境の改善を図り、併せて環境に配慮した公共施設の普及の一環として、施設のZEB化も実施いたします。新たな取組に係る予算額は3,470万円で、所管が清掃事務所でございます。なお、こちらの事業は、令和8年度から9年度にかけて設計を、令和9年度より工事を開始し、令和11年度の竣工を予定してございます。

続きまして、2の「拡充」、レベルアップの事業は2件でございます。

①の「地球温暖化防止設備導入助成事業」における拡充分は、来年12月に蛍光灯の製造・輸出入が終了となることから、LED照明切替え促進のため、LED照明の助成件数を拡充するもので、所管及び予算額は記載のとおりでございます。

次に、②「ごみ減量推進事業」における拡充分は、使用済み注射針の回収・処理は薬剤師会に御協力をいただいております、現在は区が回収容器購入費、薬剤師会が処理費を負担していますが、支援を拡充し、薬剤師会に対して容器購入費と処理費の全額を補助するものでございます。所管及び予算額は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

3「事業の見直し」は1件でございます。ごみ減量推進事業は、町会・自治会対象の清掃施設等見学会を廃止し、広く区民向けに行うリサイクル講座に統合するもので、所管及び見直し影響額は記載のとおりでございます。

本件に関する御報告は以上でございます。

**12柳会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について御不明な点などございましたら、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、最初に山本委員からどうぞ。

**13山本委員** 山本でございます。

まず、喫煙所の設置に関することなんですけども、駅で言うと潮見駅と南砂3丁目公園ということで、そのほか、指定公衆喫煙所に新設、新しく造るところにかかる経費ということでございますが、この新設に関して、もう既に予定されている場所とかあるのかどうか1点。

ここには書いてないけども、文化センターや健康スポーツ公社の区スポーツセンター、いろいろ、区民だけではなく、スポーツ施設だといろいろな大会をやるときに、他区の方が利用するとき、どうしても喫煙所がないことに対して、結局、中では吸えませんと申し上げるとどうしても外に出て吸うんですけども、立ち止まって吸うことは別に違反ではないんですけど、歩きたばこじゃないから、だけど、近隣のマンションとかそういうとこ

ろからとても苦情が来ているという状況です。

いろんな考え方があるんですけども、分煙社会という中でいろいろつくっていく中で、もともと文化センターとかスポーツセンターがあった場所は閉鎖的なものじゃないから、当然、そこはそこで利用させるとまた苦情が来ると。また、設置してはいけないとか、いろいろ基準もあると聞いているんですけど、そういったこと取組もやっぱりしっかりやっていくべきではないかと、今回は反映されていませんけども、そういった形の、所管が違うけども、温暖化対策としてはどう考えているのかというところです。

それと、あと、清掃事務所の作業センター整備なんですけど、令和9年から始めて令和11年に竣工というお話を伺いましたけど、この間、どういう形で、この施設を建て替え中、こういった形で作業所を利用するのか、ちょっと多岐にわたりましたけどお願いいたします。

**14環境保全課長** まず、たばこ対策について。

**15柳会長** はい、どうぞ

**16環境保全課長** 環境保全課長。では、喫煙所の部分について御回答いたします。喫煙所の整備に関して、新規の喫煙所についてめどはあるのかという御質問がまず1点目だったかと思うんですけども、こちらに関しては③番「指定公衆喫煙所設置費用助成」ということで、民間の事業者が喫煙所を設置する際に助成金を出すという制度でございますが、現在、具体的にここはというようなめどがあるということはございません。実際に喫煙所の整備というのを業態としてなりわいとしている業者さんが複数ございまして、そういったところに、もしこういうような制度ができたらかどうかというような事前のお話などはしておりますけれども、そこからまだ進展しているような案件は特にはございません。

2つ目の文化センターや健康スポーツ公社等々の喫煙所の部分のお話ですけども、たばこの基本方針の中では、区の施設、こちらに関しては公衆喫煙所という位置づけでの喫煙所の整備はしないと、禁煙だということで整理をしておりますして、施設の利用者として喫煙が必要かどうか、その部分の判断については各所管それぞれの施設管理者のほうで検討するというような形で対応しているというところがございます。

現状、喫煙所が閉鎖されているというところで施設回りでたばこを吸うためマンションに煙がというところは承知をしておりますので、分煙社会の実現という中で、こういった喫煙所の整備、経費を計上しておりますけれども、どこも満遍なくというふうには、幾らお金があってもという中では優先順位をつけて、今後、喫煙所の整備は対応していかなければいけないと考えております。

まずは禁煙重点地区というのが区内10か所設けられておりますので、まずは重点地区のところの分煙が進んでいくというところがまずは最初かなというところで考えているところがございますけれども、そういった声があること、対応しなければいけないというところの認識は持っているという状況でございます。

たばこに関しては以上になります。

**17清掃事務所長** では、続きまして、作業センターの件で清掃事務所長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いします。

清掃事務所作業センター工事中にどのように清掃事務所敷地が使われていくかということなんですけれども、（仮称）清掃事務所作業センターは清掃事務所の本事務所の隣にあります8号休憩所という、委託会社さんの休憩場所や粗大ごみの作業センターの本部が設置されている施設でございまして、築50年ほどたったものを改修することと併せて、ほかの外でやっている作業を集約して効率的な事務運営をしていくための施設の改修という形になります。本事務所はもともと、今のとおりに運営させていただきます。

清掃事務所の敷地が割と広いものですから、仮設事務所、仮設の作業センターとか8号休憩所を建てることなく別の場所に設置させていただきまして、なので、仮設事務所はないので、工事中は今の休憩所は利用させていただく。別の場所に建てて、完成後は撤去するという形に進んでまいります。令和9年に工事がスタートしまして、11年に終わるとい形です。その間、清掃事務所を利用するイベント関係等は、これから密に調整して、どのように開催していくかとかは調整させていただく予定でございまして。

以上です。

**18柳会長** どうぞ。

**19山本委員** 前段の喫煙ルームのところはよく分かりました。

後段の清掃、今、居ながら、そこは使わないで、ほかのところに建て替えというとなんか今あるものを建て替えるというイメージだったり、そうじゃなくて、別の場所に造って、引っ越しした後、壊すという考え。分かりました。

その中で、今まで外でやっていた作業が中でということで、その部分だけど、多分、電池とか蛍光管とかそういうのを委託したり、前はシルバー人材センターにお願いしてやっていたと思う。そこら辺は、寒空、暑空に外でやらせることがなくなるということによるのでしょうか。

**20清掃事務所長** そのように作業環境を改善していくという形になります。

**21柳会長** それでは、続いて新井田委員、どうぞ。

**22新井田委員** 新井田でございます。よろしくお願いいたします。

一番最初に、この資料4の予算額についてちょっと質問させていただきたいと思います。②③④の予算額がいずれも207,309千円という金額が出ておりますけれども、それぞれが207,309千円となるのでございますか。

**23環境保全課長** 環境保全課長でございます。

**24柳会長** どうぞ。

**25環境保全課長** 今回、たばこの喫煙所を今回は新しくやる事業ということで対象経費としてそれぞれ出しているんですけれども、この事業は、ごめんなさい、みんなでまちをきれいにする運動事業という一つの大きなくくりの事業の中の1項目として喫煙所の整備

等々が出ているということで、この207,309は、みんなでまちをきれいにする運動事業全体の予算額を指しているということでございます。したがって、②から④が全て、この事業経費として同じ金額が入っていると、そういうつくりになっております。

**26新井田委員**　そういうことですね。了解しました。

それと同じように、2ページ目下段の②と、3ページ目項番3の①の17,272という数字が同じですけど、これはいかがでございませうでしょうか。これはそれぞれでございませうか、予算額が。

**27清掃リサイクル課長**　清掃リサイクル課長です。

こちら、今申し上げた考え方と同じでございませう。全体の中のうち、ここの拡充分としてそれぞれ100万円ないし、見直し額として99万円を減額するというような内容になってございませう。

以上でございませう。

**28新井田委員**　了解しました。

それで、今回、資料4のように予算をつけていただいているわけですけども、これはゼロエミッションの効果額と申さうございませうか、環境基本計画のP34の中期目標値、これですよね。下がる、この目標に対してどれぐらい寄与するというお考えでございませうか。

**29温暖化対策課長**　温暖化対策課です。

先ほどの環境基本計画をつくったときも新井田委員いらっしゃって、審議の中でお話もさせていただいておりますが、区独自の取組で、すごい量のCO<sub>2</sub>が下がるということは基本的にはほぼございませう。何百トンとか何千トン落としても、区全体で約270万トン弱のCO<sub>2</sub>出ていますんで、割合からすると小さいものでございませう。国のエネルギー政策等がやっぱり大きいものになりますので、そのために区でできるものは一番何かというところ、皆様に環境保全に関する取組、あと地球温暖化に対する取組の重要さ等を知っていただいて、理解いただいて、取組に、行動変容していこうというところでございませう。

そのため、一人一人の行動を変えていこうというところでゼロカーボンの行動変容推進事業をやっているんですが、これをやったからといってすぐにどれぐらい下がったかというのはちょっと数字では出てこないんですが、例えば毎年、子供たちに、小学校の子供たちにカーボンマイナスこどもアクションという取組、やっていただいております。それで、子供たちに、日々取り組んだ取組内容をCO<sub>2</sub>換算すると大体毎年200トンぐらいが下がっていますよ。ただ、新井田委員がそこでグラフで見ている、その200トンってそのうちのどれぐらいというところ、ちょっと小っちゃい数にはなってしまうところですよ。

**30新井田委員**　資料4の2頁下段に、LEDの話が出ておりますよね。これ、区民の事業者によりアプローチされると思いますが、積極的にやっていただいて、やっぱり区民や区の事業者とかのほうで推進していかないとなかなかCO<sub>2</sub>排出量が下がらないだろうと思うのですよね。もし予算というのが、私はちょっと予算のこと、ちょっと分かりませうけれども、施策を推進して、なるべくやっぱり目標に達するようにできるだけやるとい

のが大事なことかなと理解しておりますのですが、よろしく願いいたします。

**31温暖化対策課長** ありがとうございます。

**32柳会長** ほかにいかがでしょうか。芦谷委員、どうぞ。

**33芦谷委員** 先ほどのこのLEDに関して、ゼロエミの話が出ていたかと思うんですけども、東京都のゼロエミ住宅の基準が厳しくなるというか、そういう話があると思うんですけども、そういう中で、基準が厳しい中で、恐らく住宅、新しく家を建てる方なんか負担が大きくなるであろうから、こちら、助成も増やしていくという、そういう意味もあるのでしょうか。

**34温暖化対策課長** ありがとうございます。

ちょっと東京都の新しい年度のゼロエミ住宅の補助金については、多分、新年度になってから各自治体に連絡があると思うんですが、江東区の場合は、東京都のゼロエミ住宅の補助を受けた結果をもって、1件当たり30万円の補助を行っております。また、今回のLEDについては、やはり消費する電力が半分ぐらいになるのでどんどん取り組んでいただきたいんですが、さらに拡充した理由としては、世界的な水俣条約の関係で、もう来年で蛍光灯がちょっと作られなくなるので、さらに需要が増すだろうということで、2倍の量に拡大をさせていただいた上で取組を進めて、事業者の方の行動変容につなげていこうという趣旨もございます。

**35芦谷委員** ありがとうございます。

あと1件、1番なんですけども、都内複数の自治体と連携して多摩地域の森林整備、進めるプロジェクトということなんですけども、例えばどういう自治体と連携するとか、あとは具体的にどういうプロジェクトなのかというのを教えていただければと思いました。

**36温暖化対策課長** ありがとうございます。

こちらのまずプロジェクトについては、令和5年の7月に既に始まっておりまして、東京都と都内の12市区町村で立ち上がったものでございます。これ、そもそもが23区の区長会の中で、23区共通の課題を解決するために調査研究する機構がありまして、令和6年度から森林環境税、皆様からの徴収が始まるに当たって、それを財源とする森林環境譲与税の新たな使い方として、そういった都内で連携していけないかどうかということで検討が始まって、このプロジェクトが立ち上がっております。今現在は、東京都及び都内の14市区町村が参加をしております、江東区も来年からちょっと参加をさせていただきたい形で準備を進めているところでございます。

23区内でいきますと、千代田区、中央区、台東区、品川区、来年からは江東区が入って、あとは目黒区、荒川区、葛飾区。市町村部分でいきますと、八王子、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町。こちらのほうの市町村が所有していた市有林について、なかなか人手もお金もないので、森林の整備や保全がなかなか行き届かないところに、23区の森林環境譲与税を使って都内の「多摩の森」を整備していこうということで、間伐とかに使うものでございます。また、そういったところを23区の区民の方に

も体験していただくということで、年間10回ほどツアーを開催し、体験等もいただいているようなものでございます。

**37柳会長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の3は以上といたします。

続きまして、令和7年度第3回環境審議会の会議録及び第4回環境審議会の会議録の承認について確認させていただきます。

資料の5と6を御覧ください。これらの会議録につきましては、正式に御承認いただき、一般公開と区のホームページへの掲載を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(一同了承)

**38柳会長** それでは、御承認いただいたということにさせていただきます。

本日は、今期のメンバーでの最後の審議会でありますけれども、22年間にわたりまして委員を務められた長谷川副会長は本日をもって御退任されます。

それでは、長谷川副会長、一言御挨拶ということでよろしく願いいたします。

**39長谷川副会長** 長谷川です。よろしくお願いします。座らせていただいて、一言しゃべらせていただきます。

本日、申し訳ありません。午前中、仕事があつて、千葉のほうに行っていて、会議に遅れちゃいましたのでおわびいたします。

私、江東区の環境審議会に入ったのはかなり前になりまして、もうかれこれ10年を過ぎる年月、環境問題を扱わせてもらっています。実感ですけども、江東区環境審議会は、私、若い頃、排ガスの規制とか排水の規制をやった頃は、あまり江東区さんは自分でやらないんじゃないかなという感じがあったんですけど、今、全然違いまして、東京都はむしろお任せして、江東区さんが太陽光とか水濁汚濁の関係も含めて環境問題を扱っている、そういう状況になってきまして、これから区と都のやり方が変わっていくんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、区さんとして努力していただいて、むしろ実際の実務は地元の江東区が、例えば江東区が担当する、こういうような位置づけにして、皆さん方も、要するに環境問題については区が基本になってやるんで、その担当者としてやっている、そういう仲になればいいなということ、退職に当たりまして、いつまでも国がやって、都がやって、江東区がやって、三者、本当は分けられているはずですけども、私、関係者なんかによく言っていましたんですけども、実際はかなり重なってやっています。それを分けて、お互いが分担をはっきりさせて、その両方については密に話し合う。そういうふうに環境行政がなれば効率的でいいのかなと思っていますので、ぜひ江東区の皆さん、環境問題に熱心ですので、先を見たような形の環境行政をこれから進めてもらいたいと思います。

私、本年で退職しますけども、今後とも、何か機会がありましたら江東区さんを見せてもらうかもしれませんけども、その節はよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

それから、今日、ちょっと所用があつて午前中行ったら、帰り、千葉のほうから帰ってくる電車、間違えまして、うろうろしちゃって、こちらへ来るのが遅れて、最後の日にそういう遅れるのはあまり縁起でもないなと思いましたけども、御容赦ください。どうもありがとうございます。

**40柳会長** 長谷川副会長におかれましては、長年、この審議会に御協力いただき、様々な場面で御尽力いただきました。誠にありがとうございました。審議会を代表して、厚く御礼申し上げたいと思います。

千葉のほうで、今日は僕も新浦安から来ましたが、蘇我での事故で1時間かかりました、東京駅に行くのに。ですから、大変だったろうと思います。

**41長谷川副会長** 乗ったことがない駅で動けなくなっちゃってすみません。

**42柳会長** 最後に、議題の4、その他です。事務局から何かありますでしょうか。

引き続き委員となられる方もいらっしゃると思いますので、次回の審議会の日程についても事務局から報告をお願いしたいと思います。

**43温暖化対策課長** それでは、まず、今期の審議会の皆様は本当にどうもありがとうございました。

それでは、次回の日程でございますが、令和8年度の第1回環境審議会につきまして、令和8年の4月の24日、4月24日金曜日午後2時から、場所は本日と同じ江東区文化センター5階、第6・第7会議室を予定してございます。後日、文書にて新たに来期の委員の方には御案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

事務連絡は以上でございます。

**44柳会長** それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了しましたので、審議会を閉会いたしたいと思います。

先ほど少し申し上げましたが、本日は今期のメンバーでの最後の審議会となります。会長としまして、御協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時40分閉会